

評議員等報酬規程

〔24規程第9号〕
平成24年4月1日

改正 平成30年6月20日

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という。）の定款第14条、34条、35条の規定に基づき、財団における評議員、最高顧問、顧問及び参与（以下「評議員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員等とは、それぞれ定款第11条、第34条及び第35条に規定されたものとする。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する実費相当額の交通費（宿泊費等を含む。以下同じ。）及び経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 財団は、評議員が評議員会及び評議員懇談会へ出席した場合には、報酬として、出席の都度1回2万円を支給する。

（費 用）

第4条 財団は、評議員等がその職務の遂行に当たって発生する費用について

は、その実費又はその相当額を支給することができる。

2 評議員等の交通費の支給方法は、財団の職員の例を準用する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。